

特定技能制度運用状況⑤

技能試験及び日本語試験の実施状況について(令和6年6月末現在)(速報値)(注1)

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)									
		令和6年6月末		令和6年6月末		令和5年12月末		令和5年6月末					
介護(注2)	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・バトナム・ス/ランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	118,234	特定技能1号	118,234	87,371	特定技能1号	87,371	72,018	特定技能1号	72,018	56,138	特定技能1号	56,138
			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号			特定技能2号	
ビルクリーニング	国内・海外5か国 フィリピン・カンボジア・ インドネシア・ミャンマー・タイ	10,859	特定技能1号	10,829	9,104	特定技能1号	9,101	6,340	特定技能1号	6,340	3,749	特定技能1号	3,749
			特定技能2号	30		特定技能2号	3		特定技能2号	0		特定技能2号	0
素形材・産業機械・ 電気電子情報関連 製造業	国内・海外4か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・タイ	6,640	特定技能1号	6,016	1,272	特定技能1号	947	1,070	特定技能1号	913	829	特定技能1号	829
			特定技能2号	624		特定技能2号	325		特定技能2号	157		特定技能2号	0
建設	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・バトナム・ス/ランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	5,753	特定技能1号	4,490	1,973	特定技能1号	1,853	1,581	特定技能1号	1,581	1,275	特定技能1号	1,275
			特定技能2号	1,263		特定技能2号	120		特定技能2号	0		特定技能2号	0
造船・船用工業	国内・海外1か国 フィリピン	324	特定技能1号	233	299	特定技能1号	214	249	特定技能1号	197	160	特定技能1号	160
			特定技能2号	91		特定技能2号	85		特定技能2号	52		特定技能2号	0
自動車整備	国内・海外2か国 フィリピン・バトナム	4,924	特定技能1号	4,924	3,365	特定技能1号	3,365	2,543	特定技能1号	2,543	1,918	特定技能1号	1,918
			特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0
航空	国内・海外5か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ス/ランカ	4,850	特定技能1号	4,850	3,066	特定技能1号	3,066	2,240	特定技能1号	2,240	1,530	特定技能1号	1,530
			特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0
宿泊	国内・海外7か国 フィリピン・インドネシア・ネパール・ミャンマー・ バトナム・ス/ランカ・インド	12,632	特定技能1号	12,599	6,698	特定技能1号	6,694	5,217	特定技能1号	5,217	4,644	特定技能1号	4,644
			特定技能2号	33		特定技能2号	4		特定技能2号	0		特定技能2号	0
農業	国内・海外12か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・バトナム・ス/ランカ・ インド・ウズベキスタン・バングラデシュ	64,516	特定技能1号	63,890	56,743	特定技能1号	56,555	49,114	特定技能1号	49,102	37,645	特定技能1号	37,645
			特定技能2号	626		特定技能2号	188		特定技能2号	12		特定技能2号	0
漁業	国内・海外1か国 インドネシア	2,310	特定技能1号	2,310	1,403	特定技能1号	1,403	1,107	特定技能1号	1,107	732	特定技能1号	732
			特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0		特定技能2号	0
飲食料品製造業	国内・海外2か国 フィリピン・インドネシア	99,823	特定技能1号	99,415	68,861	特定技能1号	68,713	58,892	特定技能1号	58,892	49,227	特定技能1号	49,227
			特定技能2号	408		特定技能2号	148		特定技能2号	0		特定技能2号	0
外食業	国内・海外7か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ ミャンマー・タイ・ス/ランカ	106,181	特定技能1号	105,889	71,728	特定技能1号	71,615	56,749	特定技能1号	56,749	39,432	特定技能1号	39,432
			特定技能2号	292		特定技能2号	113		特定技能2号	0		特定技能2号	0
合計		437,046	特定技能1号	433,679	311,883	特定技能1号	310,897	257,120	特定技能1号	256,899	197,279	特定技能1号	197,279
			特定技能2号	3,367		特定技能2号	986		特定技能2号	221		特定技能2号	0

日本語試験	実施国	受験者数(人)	合格者数(人)	合格者数(人)	
		令和6年6月末	令和6年6月末	令和5年12月末	令和5年6月末
日本語基礎テスト (JFT Basic)	国内・海外11か国 フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール・ モンゴル・ミャンマー・タイ・スリランカ・インド・ ウズベキスタン・パキスタン	205,964	86,726	73,055	49,119

(注1) 受験者数及び合格者数には、令和6年6月末までに実施し、結果が公表された技能試験及び日本語試験を計上している。

(注2) 介護分野の介護日本語評価試験については、受験者数及び合格者数に計上していない。

(注3) 令和6年6月末現在、特定技能2号の試験については国内のみで実施。

(注4) 令和6年3月29日、閣議決定により追加が決定された「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」及び「木材産業」の4分野の試験については、令和6年6月末現在実施に向けて整備中。

外国人材がより一層重要に

➤ 我が国の労働力不足は深刻に。

- ✓ 2040年までに1200万人の生産年齢人口が減少。
- ✓ 総人口は年間100万人ペースで減少。
- ✓ 2100年には人口の4割が高齢者に。

※数値はいずれも推計

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、人口戦略会議「人口ビジョン2100」-安定的で、成長力のある「8000万人国家へ」-

➤ 技能実習生・特定技能外国人が、経済社会の重要な担い手となっている実態。

〔表1〕在留外国人数及び外国人労働者数(2023年概数)
単位:人

在留外国人数		約341万
技能実習生数	ベトナム	約20.3万
	インドネシア	約7.4万
	フィリピン	約3.6万
	中国	約2.9万
	約40万	
特定技能外国人数	ベトナム	約11.1万
	インドネシア	約3.4万
	フィリピン	約2.1万
	中国	約1.3万
	約21万	
(参考)外国人労働者数		約205万

(出典) 在留外国人数は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在、暫定値)、外国人労働者数は厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(10月末現在)

各産業分野が生産性向上や国内人材確保のため最大限努力したとしてもなお人手不足となることは避けられず、特に地方経済・地方産業において、**外国人材がより貴重な労働力になっていくことは確実。**

国際的な人材獲得競争の激化

〔表2〕海外に移動する労働者数(フロー、割合)(注1)

送出国	時点	主要な移動先(国・地域)と日本				
		1	2	3	4	5
ベトナム	2018年	日本48.1%	台湾42.3%	韓国4.5%	—	—
	2022年	台湾41.5%	日本39.3%	韓国6.6%	—	—
インドネシア	2018年	マレーシア31.9%	香港26.0%	台湾25.5%	シンガポール6.4%	韓国2.4%
	2022年	香港29.9%	台湾26.6%	マレーシア21.5%	韓国5.8%	日本2.9%
中国	2018年	マカオ14.9%	日本8.0%	香港7.2%	シンガポール6.4%	アルジェリア4.6%
	2021年	マカオ17.6%	香港15.2%	シンガポール9.0%	インドネシア4.8%	パキスタン3.7%

表中の構成比は小数点第二位を四捨五入

※日本(8位)
1.9%

〔表3〕低・中熟練外国人労働者の平均月給比較(2022年、円換算)(注2)(注3)

	平均月給
韓国(低熟練労働者、主に製造業)	27.1万円
日本(特定技能)	24.6万円
日本(技能実習)	21.2万円
台湾(低熟練労働者、製造業)	14.3万円
台湾(低熟練労働者、家庭内介護)	9.1万円

➤ 近隣諸国・地域(台湾、韓国)との競争が激化。

- ✓ 台湾・韓国が移動先上位に上昇、日本は相対順位が低下傾向。
- ✓ 低・中熟練外国人労働者の平均月給が最も高いのは、韓国。
- ✓ 台湾・韓国で、低熟練外国人労働者の受入れを拡大。

※台湾:2023年6月から低熟練外国人労働者の受入れを拡大。

韓国:低熟練外国人労働者の受入れ上限を2024年に過去最大の16.5万人に。

今後の国際的な人材獲得競争において我が国の外国人材の確保が困難になるおそれがあり、**我が国経済、特に地方経済・地方産業の深刻なリスクに。**

(注1) 出典: ADBI・OECD・ILO「Labor Migration in Asia: Changing Profiles and Processes」(2023)。「移住労働者」を定義しており、その定義は各国により異なる。から引用。中国は商務部「中国対外労働合作発展報告2019-2020、2022」。

(注2) 調査データ 日本: 厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」、韓国: 中小企業中央会「2022年外国人材雇用関連総合課題実態調査」、台湾: 労働部労働力発展署「111年6月移工管理及運用調査統計結果」。時間外手当等を含む数字。また、韓国の低熟練労働者は在留資格「非専門就業(E-9)」、台湾の低熟練労働者は「移工」。

(注3) レート: 日本・韓国: IMF「International Financial Statistics」、台湾: 「中華民國中央銀行統計」を基に作成。各国通貨の1USドル当たりの2022年平均レートを用いた(日本: 131.50円、韓国: 1,291.45ウォン、台湾: 29.777台湾ドル)。

農業分野の特定技能派遣事業者コンソーシアム 組織概要

目的

特定技能外国人の派遣を認められた労働者派遣事業者が相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行っていくことにより、**業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指すとともに、農業全体の発展へ寄与**することができるよう活動を行う。

特に、企業活動による人権侵害について企業の責任に関する国際的な議論が活発となっていることを踏まえ、**人権方針の策定・実行を中心に、派遣外国人材のキャリアアップに向けた仕組みづくり等を通じて事業者の自発的な発展を促進**する。

構成員

派遣事業者 9社

・YUIME株式会社（事務局）



・株式会社アルプスアグリキャリア



・株式会社グロップ



・PERSOL Global Workforce株式会社



・株式会社ジョブズ・エル



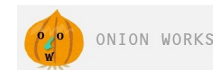
・株式会社ワークマネジメント



・株式会社HRC



・株式会社Mプランニング



・スタッフ・パートナーズ株式会社



【オブザーバー】（一社）全国農業会議所

主な活動

【これまでの取組】

令和6年4月 コンソーシアム発足

令和6年10月 **人権保護方針の策定、公表**

【今後の取組予定】

・**人権デューディリジェンス（DD）に係る取組の具現化**

・人権DDの周知徹底と適切な実行

・特定技能外国人材のキャリアプランの仕組みづくり

特定技能派遣事業者コンソーシアム「人権保護方針」概要

第1 はじめに

◇人権保護方針の位置付け

- ・農業分野で特定技能外国人材の派遣を認められた労働者派遣事業者が、相互に研鑽し合い、諸課題への対応を行うことにより、農業経営者、農業関係事業者、外国人材等から信頼と賛同を得て、業界全体のイメージ向上、企業価値拡大を目指す。
- ・関係するビジネスパートナー（派遣先の農業経営体等）などすべての人々に対して、コンソーシアムの信念や見解を共有するために人権保護方針を策定。

◇人権保護方針の適用範囲

- ・本コンソーシアムの構成員である派遣事業者に所属する全ての役員及び農業分野の特定技能外国人を含む従業員
- ・派遣先の農業経営体をはじめとしたビジネスパートナーに対しても方針を遵守いただくことを期待。

第3 推進方法

◇人権DD（デューディリジェンス）

- ・構成員それぞれが人権に対する負の影響を特定・評価し、負の影響を防止・軽減するための措置を講じる。

◇是正・救済

- ・人権への負の影響を受けた外国人材等の視点に立ち、適切な手続きにより是正・救済を行う。
- ・外国人材等が人材に関する相談・通報ができる体制を整備する。

◇ステークホルダーとの対話

- ・対話を通じて人権に対する負の影響の把握と改善を行う。

◇人権保護方針の理解促進

- ・構成員企業内のみならず、関係するビジネスパートナー等への啓発を継続的に行う。

第2 人権保護方針

◇国際的に認められた人権の尊重

- ・「国際人権章典」、ILO宣言に規定されている原則に表明されている人権並びに関連する法令における人権を尊重。

◇人身取引・強制労働の防止

- ・人身取引及び強制労働を禁止し、これらを知った際は適切な対応に努める。

◇差別及びハラスメントの禁止・防止

- ・人種、民族、言語、文化など不合理な差別及びハラスメントを行わず、ビジネスパートナーを含むすべての人々に対して差別及びハラスメントの禁止・防止を求める。

◇プライバシーの尊重

- ・外国人材のプライバシーの権利を尊重し法令に従った取り扱いとし、すべての個人データを適切な方法で管理する。

◇労働条件の確保

- ・外国人材の派遣先での処遇等については関係法令を遵守し、外国人材に対して労働条件を説明する際は、母国語などの言語で適切に説明する。

◇安全衛生環境の整備

- ・外国人材の労働環境及び生活環境において、必要な配慮が日本人同様に行われているか確認し、不具合がある場合は改善を図る。

◇理解の促進

- ・外国人材の宗教や文化の違いによる行動について理解醸成を図る。
- ・外国人材に対して、日本の文化や習慣への理解を促進する。